

令和5年5月8日

保護者 様

西武学園文理中学・高等学校長

マルケス ペドロ

5 類感染症への移行における新型コロナウイルス感染症に関する出席停止等について

平素は、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、新型コロナウイルス感染症が、令和5年5月8日を以て、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行されることにより、出席停止取扱いや陽性時の療養期間、濃厚接触者の取扱い等が変更となりました。

本校におきましても、新型コロナウイルスに関する出席停止等の扱いにつきまして、埼玉県からの通知を受け、令和5年4月13日の保護者様宛文書の内容から以下のように変更いたしました。

ご家庭におかれましても引き続き、健康観察や換気、手洗い等の手指衛生を行い、十分な睡眠やバランスの取れた食事などによる抵抗力を高めることなどの感染対策をお願いいたします。

また発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが重要です。感染防止にご協力を下さいますようお願い申し上げます。

【変更点等】

（1）出席停止扱いとなる場合

①生徒の陽性が判明した場合

②生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られ、医師等により登校を控えるよう指示された場合

（2）療養期間

①有症状の場合は、発症した後5日が経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

②無症状の場合は、陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで

③上記（1）②の場合は、学校医その他医師において感染の恐れがないと認められるまで

（3）濃厚接触者の取扱いについて

学校において濃厚接触者相当の者の特定を行う必要はなくなり、同居家族が陽性となった場合や、学校で陽性者と接触があっても、感染が確認されていない者は、直ちに出席停止の対象とはならない。

上記（1）の内容で学校を欠席する場合は、「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」を保護者の方が記入し、欠席後、初回の登校日に提出してください。欠席届の提出をもって、「出席停止」の扱いとします。

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

*当てはまるところに記入、または○をつけてください。

*必ず、保護者の方が記入し、欠席後、初回の登校日に提出してください。

*欠席期間が定期考査にかかる場合は、「定期考査欠席に伴う疾病証明書について（依頼）」をHPからダウンロードし必要事項を記入のうえ、「新型コロナウイルス感染症に関する欠席届」と合わせて提出してください。

新型コロナウイルス感染症に関する欠席届

西武学園文理中学・高等学校 校長 様

中学・高校 年 組 番 生徒氏名

① 本人の陽性が判明したため

陽性判明日：令和 年 月 日

欠席期間：

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで

② 本人に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られ、医師等により登校を控えるよう指示されたため

医師から指示をされた日：令和 年 月 日

出席停止期間：

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 まで

受診医療機関名：

下記の枠内の症状に○をつけてください。

発熱	(	℃)	・	咽頭痛	・	咳
----	---	----	---	-----	---	---

上記の通り、事実と相違ありません

令和 年 月 日

保護者名